

議案第 2 号

富津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

富津市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年 5 月14日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直し等を内容とする消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）が施行されたことに伴い、屋外催しに係る防火管理に関する規定等を整備するため、条例の一部を改正するものである。

富津市火災予防条例の一部を改正する条例

富津市火災予防条例（昭和46年富津市条例第68号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第5章 避難管理（第35条～第42条）

」を

「

第5章 避難管理（第35条～第42条）

第5章の2 屋外催しに係る防火管理（第42条の2・第42条の3）

」に

改める。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

（9）の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

(屋外催しに係る防火管理)

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の規定による指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該催しを開催する日の14日前までに(当該催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該催しを開催する日の14日前までに(当該催しを開催する日の14日前の日以後に同項の規定による指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに)、前項の火災予防上必要な業務に関する計画を消防長に提出しなければならない。

第45条に次の1号を加える。

- (6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

第49条に次の1号を加える。

- (4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項の火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「従業員」を「従業者」に、「各本条に係る」を「、同条の」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、この条例による改正後の富津市火災予防条例第42条の2及び第42条の3の規定は適用しない。